

意識改革・安全教育

人材育成

データ蓄積

事故分析

農作業安全

安全技術

(ハードとソフト)

法整備と規制・コンプラ

イアンス

アイルランド・韓国の取り組みが示唆する農作業 安全対策の方向性

— 素晴らしい話題提供に対するコメント

農林水産省 産学連携支援コーディネータ
東京農業大学 門間 敏幸

金・崔報告、山田報告を聞いて感じたこと

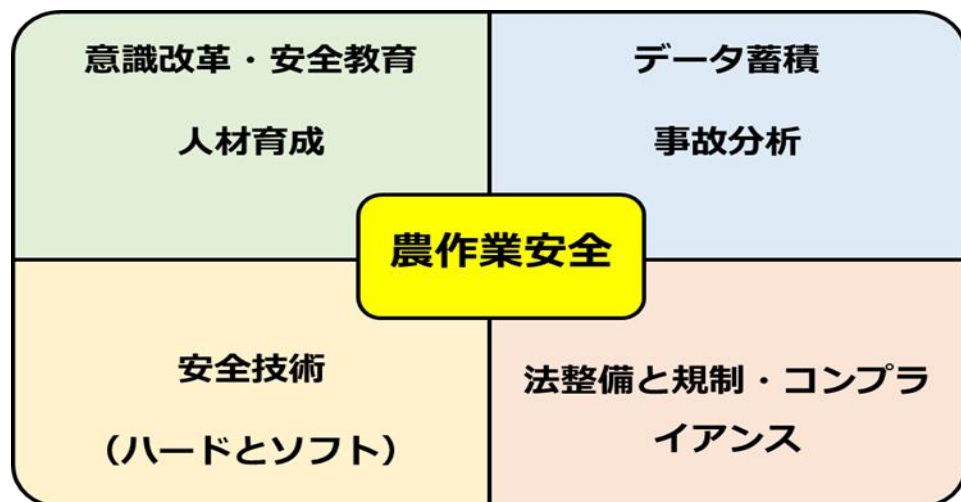
◆非常に素晴らしい報告ありがとうございました。

金さん・崔さん、山田さんの報告を聞いて、日本の農作業安全の取り組みについて次の課題を痛感しました。

◆農作業事故を無くすことに対する意識が関係者ならびに生産者を含めてまだまだ低い。

◆農作業事故を無くす取り組みは、関係機関が一致団結して長期的な展望をもって取り組むことが大切。

◆農作業安全は、図に示したように総合的な取り組みが重要である。



◆特に農業者の意識改革と共に、未来の農業経営者、農業に関わる人材の教育が重要であること。

◆農業労働災害補償に対する事業をきちんと整備するとともに、安全規範を整備・遵守するための規制の重要性

◆コンプライアンス違反をチェックできる検査官制度の重要性。

*以下、アイルランド、韓国の取り組みを上図の4つの視点から比較整理して日本の農作業安全対策の課題と今後の方向についてコメントとさせていただきます。

農作業安全

意識改革・安全教育・人材育成

金・崔、山田報告を聞いて感じたこと

表 1 意識改革・安全教育・人材育成

比較項目	アイルランド	韓国	日本
農家の安全対策 意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ◆長期的対策を展開 ◆あらゆる農業イベントで議論 ◆研究・普及・教育の連携 ◆心理学活用（ナッジ理論） 	<p>質問 1 韓国では安全に関する農家の意識改革をどのように行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産業・食品産業における新たな農作業安全対策に関して有識者会議で検討している。 ◆春と秋の年2回、農水省主催で農作業安全確認運動を推進している。ウェビナーで全国どこからでも参加できる。関係機関へのポスターの配布。 ◆ナッジ理論を活用した行動変容（トラクタ等のシートベルト着用の促進） <p>◆意識改革の効果の確認ができていない。一過性の取り組みで終わっていないか。</p>
安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業系高等教育機関で農作業安全教育を義務化、農業機械の疑似体験シミュレータ等教材も充実 ◆政府機関の専門家が巡回指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農村振興庁が技術普及・指導、教育・広報、専門人材育成を担う ◆農作業安全災害予防管理システムを構築し、地方における農作業安全予防条例の制定を支援 ◆農業安全リーダーの育成 ◆安全教育履修農業者に対する保険料割引政策の後押し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産業の現場において活用可能な熱中症対策アイテムに関する情報提供 ◆農林水産業・食品産業のイベントや安全研修で活用できる事故体感VRビデオの提供 ◆オンラインツールを活用した農作業安全教材制作 ◆農作業事故の対面調査：全国農業機械士協議会、日本農村医学会と連携して実施。 <p>◆提供している教材の活用実態の把握とその効果の把握が課題</p>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全衛生省の特別検査官（26名） ◆ボランティアによる被害農家のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農村振興庁の人材資源開発センター、道・市・郡には農作業安全保健技師を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農作業安全アドバイザーの認定 2021年現在209名 <p>◆アドバイザーは、講習会の指導などを行うが、明確な権限はない。</p>

表2 データ蓄積・事故分析

比較項目	アイルランド	韓国	日本
農作業事故 実態	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 過去10年間平均で20人が死亡。最近は10人前後に減少 ◆ 2020年の農作業事故発生件数は4,523件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業の労働災害は他の産業の1.5倍、事故発生率は全産業の2.5倍 ◆ 産業災害率：全労働者0.57%、農業労働者0.81%で1.5倍と多い（2020）。また毎年増加している。 ◆ 農作業事故率5.9%、農機事故率8.9%（2021） ◆ 災害率は高齢者が高い。また男性より女性の方が高い。 ◆ 農作業機事故は減少、農作業疾病が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票等から農作業事故の死亡者数を把握。令和3年の農作業事故死亡者数は242人で最近は減少、65歳以上の高齢者による事故が205人と事故全体の84.7%を占める。
農作業事故 統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎年、農作業事故報告書を発表（死亡だけでなく、ケガ、疾病も含めて把握） ◆ 事故報告の義務化で正確な事故実態が把握できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業者の業務上疾病及び損傷調査（2009～国家承認統計）、12,000農家の標本調査（2020）、訪問式面接調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農作業事故統計はない ◆ 死亡事故しか把握できない ◆ 死亡事故以外の事故、農作業疾病の実態を正確に把握しないと農業者災害保険制度を設計することは難しい

表3 安全技術（ハードとソフト）

比較項目	アイルランド	韓国	日本
農業系大学等のテキストから見た安全技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な農作業のための計画 ◆安全を確保するための設備 ◆安全な農業車両の開発 	<p>質問2 韓国では大学、農業大学校、農業高校向けの農作業安全に関するテキストはできているか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大学、農業大学校、農業高校向けのテキストはない。また必修科目になっていない。
ハードとソフトの安全技術	<p>質問3 ハード、ソフトの安全技術の開発はどこが中心に行っているのか（政府系の研究機関か民間企業か？）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆小規模農作業場の危険性評価技法と対応マニュアルの開発 ◆農作業有害要因別の農作業安全指針開発 ◆安全に貢献できる農作業の簡便装備、農作業環境改善補助器具の開発と普及 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産業の農作業安全対策に資する新技術カタログの提供 ◆企業の取り組みの紹介カタログだけであり、普及の方法が明確でない。

表4 法整備と規制・コンプライアンス

比較項目	アイルランド	韓国	日本
労災制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本法となる労働安全衛生法を制定（2005年） ◆安全衛生庁を設立 ◆規制と実践規範、罰則などが定められる ◆農業系保険会社の制度が充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農漁業者の安全保険及び災害予防に関する法律制定（2016） ◆農漁業人安全保険法制定（2016）－政府補助金50%＋地方自治体の支援、2016年の加入率は55.5% ◆農作業安全予防推進強化法案 ◆農作業従事者安全保険 ◆常時勤労者5人以上の事業場に対して「重大災害処罰法」が適用される。 ◆農業者の労災保険加入率は3.6%と低い。 ◆農業者安全保険の加入者数は87.5万人（2020）、毎年増加、60歳以上の高齢者の加入が63%と多く、支給者も増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆労働者災害補償保険（公的保険制度）：厚生労働省が管理運営 ◆個人農業者は特別加入制度を利用（特定農業従事者、指定農業機械作業従事者、農業法人代表等中小事業主） ◆農業者独自の保険制度が無い、保険料の補助がない。 ◆特別制度加入者の数が把握出来るのか？
各種規範の制定	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業における子供と若者の行動規範 ◆農業における傷害予防と職業・健康のための実践規範（2017年） ◆農場安全規範－リスクアセスメント文書（2017年度） ◆密室空間での作業に関する実践規範（2017年度） 	<p>質問4 韓国における農場安全規範はあるか。ある場合は、その遵守のためにどのような方策を採用しているか（アメとムチ）？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産業・食品産業事業者の作業安全のための規範（令和3年農水省）、内容は取組状況の点検に使えるチェックシート主体 ◆実践する誘因が無く、農業事業者、農業者の自主性に任せられる。パンフレットや動画は提供されているが、強制力がなく指導体制が不十分。
規制・権限罰則	<ul style="list-style-type: none"> ◆検査官は予告なく立ち入り検査・情報提供要求ができる ◆改善や禁止の告知ができる ◆コンプライアンス違反に対しては罰金もしくは懲役が課せられる ◆農家には安全衛生局に事故通知義務がある 	<p>質問5 もし、農場安全規範があった場合、アイルランドのように、規範遵守のための規制、検査官の権限や罰則はあるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆制定した規範の実践に対する規制・権限・罰則が無い場合、活用するか否かは農家の判断に任せられる。